

食安監発第0601001号  
平成21年6月1日

千葉市保健福祉局長 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長

韓国産生鮮青とうがらしの回収等について（依頼）

今般、検疫所におけるモニタリング検査の結果、下記の貨物よりフロニカミド（0.8 ppm）を検出し、食品衛生法第11条に違反することが判明しました。

当該貨物はすでに全量通関済みであり、貴自治体において下記輸入者に対し、当該品が国内において販売等されることがないよう対応方よろしくお願ひします。また、対応終了後その概要を当課あてご報告いただくようあわせてお願ひします。

なお、輸入者に対しては検疫所より当該貨物は食品衛生法第11条違反であるため、その措置については貴自治体の指示に従うよう指導しています。

記

品 名	生鮮青とうがらし
届出数重量	250カートン 2,500.00 kg
輸出国	韓国
産地又は製造者	韓国
輸入者	有限会社 中央物産 千葉県千葉市中央区蘇我3-11-8
届出先	福岡検疫所 門司検疫所支所（下関分室）
届出年月日	平成21年5月21日
輸入届出受付番号	第92003838371号-1欄
検査結果	フロニカミド（0.8 ppm）検出
違反確定日	平成21年5月29日